



生涯現役地域づくり環境整備事業のご案内

～生涯現役社会の実現を支援します！～

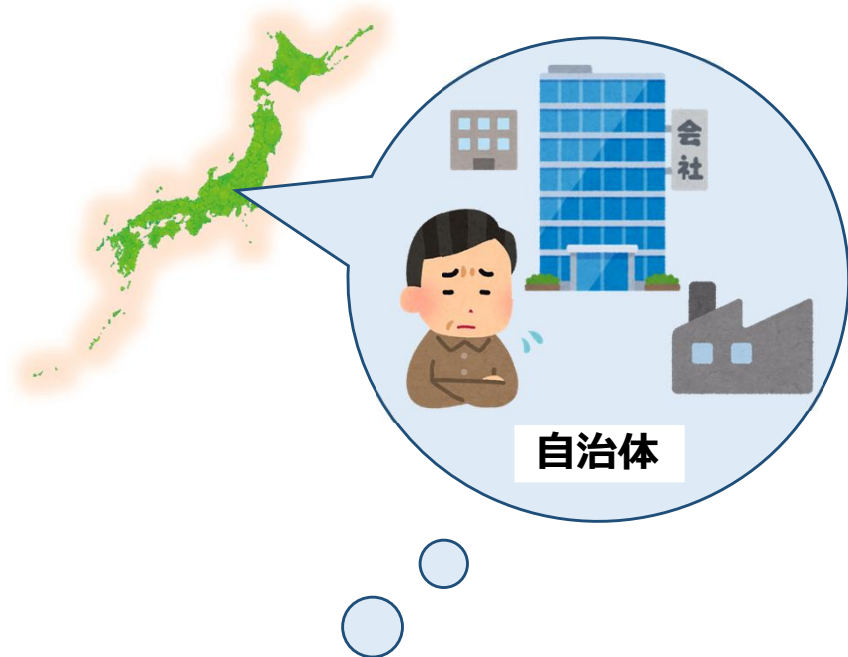
厚生労働省 職業安定局

高齢者雇用対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 生涯現役地域づくり環境整備事業とは

生涯現役地域づくり環境整備事業（以下「環境整備事業」といいます。）は、地域のニーズを踏まえて多様な働く場を生み出すと共に、地域における高年齢者等の雇用・就業支援の取組を持続可能にすることにより、地域の抱える課題解決に向けた取組を支援する事業です。



生涯現役地域づくり 環境整備事業の実施!!



《抱える課題》

- ・ 地域内の高年齢者に対して地域企業の魅力を伝えられていない
- ・ 地域内企業も高年齢者の雇い方を分かっていない
- ・ 特定分野において人手不足状態が顕著

《事業効果》

- ・ HP展開による地域内企業のアピール！
- ・ セミナーによる高年齢者の雇い入れ極意の伝達！
- ・ 総合窓口における丁寧な相談対応の実施！
- ・ 結果、高年齢者と地域企業のマッチング数の向上
- ・ 高年齢者のフレイル予防にも寄与！

2. 環境整備事業 5つのポイント

1 対象地域

面積、人口等関係なく、
全ての市区町村・都道府県が応募可能 (※) です！



2 実施費用

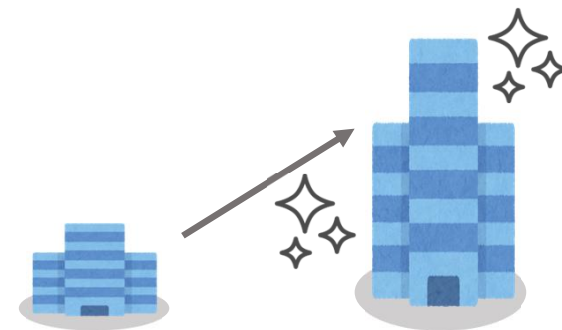
実施費用は委託費として
国が全額負担します！

一 の市区町村：上限 3,000万円／年度
複数の市区町村：上限 4,000万円／年度
都 道 府 県：上限 5,000万円／年度



3 実施期間

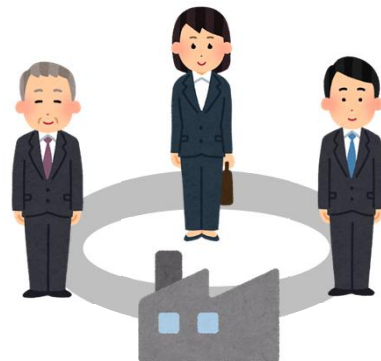
実施期間は
最大で3年度間！



十分な実施期間による
取組の深化・拡大

4 支援対象者

高齢者や地域内企業は元より、育児中の女性や障がい者等
幅広く支援対象者を設定可能！



5 支援形態

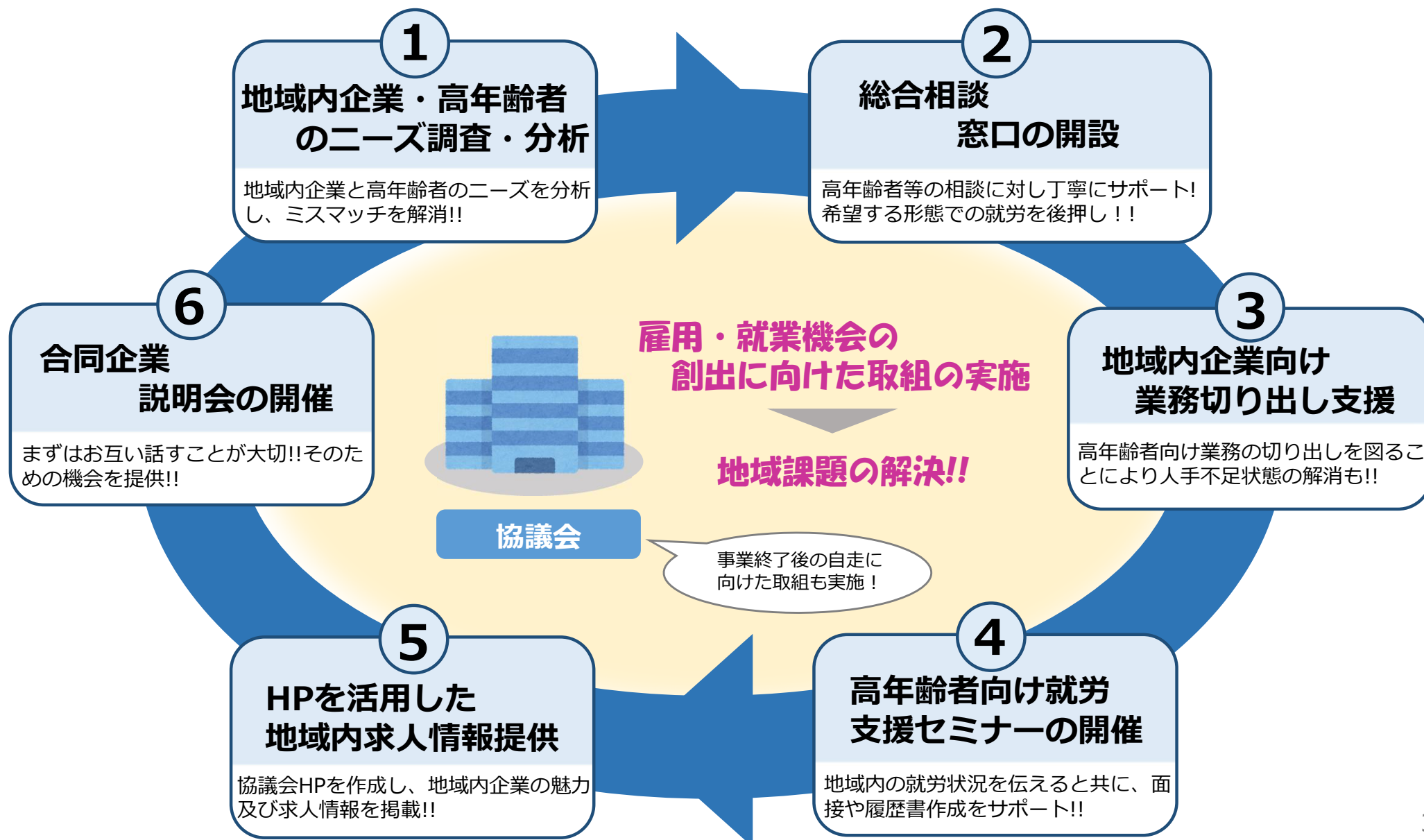
地域内企業における雇用に向けた支援の他、地域の実情に応じて、**請負、起業、有償・無償ボランティア等、幅広い形態**による就労をサポート！



3. 環境整備事業の具体的取組ポイント

環境整備事業で取り組む内容は、各地域で決定することが可能です。地域で抱える課題や課題解決に向けて支援すべき対象者にどのような支援を行うか等をまとめた、事業構想を策定いただきます。

≪具体的取組（例）≫



4. 環境整備事業の実施主体＜協議会＞

環境整備事業の実施主体は、高年齢者雇用安定法第35条第1項に定める「協議会」です。協議会は地域福祉分野や地方創生分野において、既に自治体内で設置している協議会（プラットフォーム）に、環境整備事業を実施するに当たって必要となるメンバーを構成員として追加して設立します。



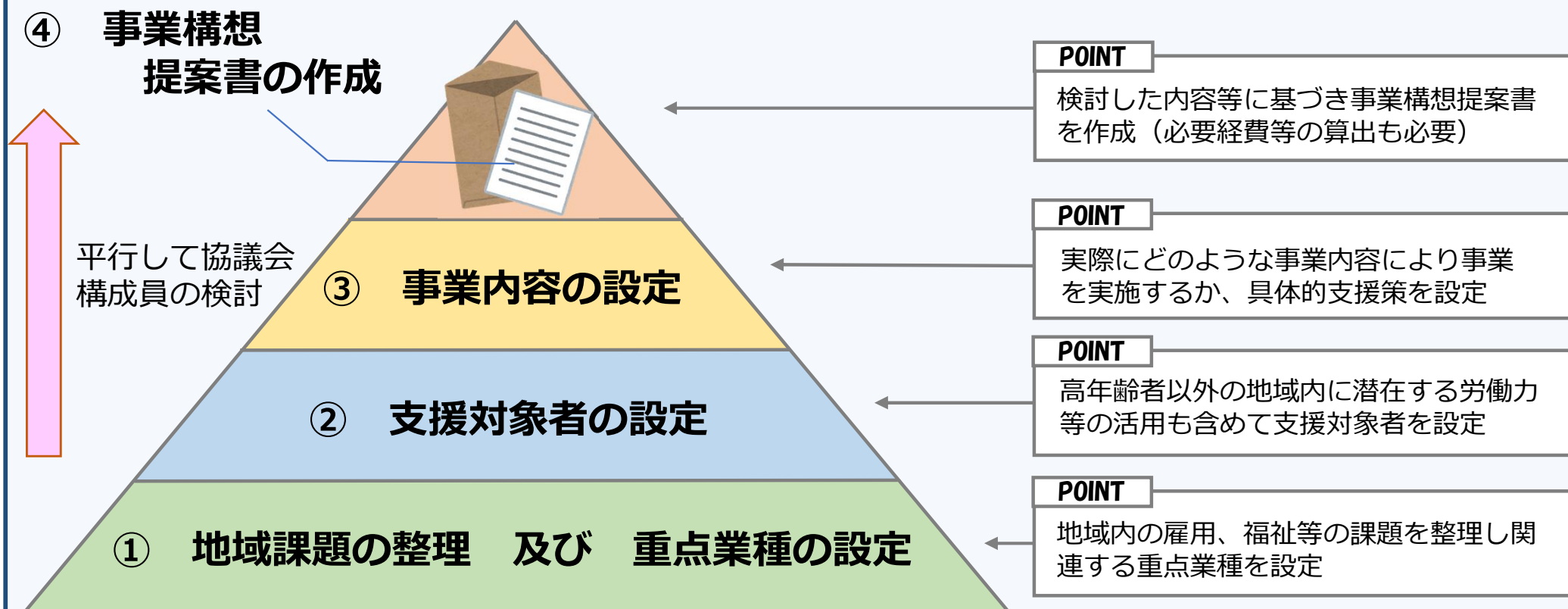
- これまで環境整備事業に採択された協議会においても、事業終了後の事業深化が十分でなかった場合等、事業を通じて得た新たな課題に対応するために、**再応募**することが可能です。
- 必要に応じて、地域の実情を把握し、地域に根ざした**シンクタンクから個別の伴走支援**等を受けることも可能です。

(例) 地域再生法に基づく推進協議会
重層的支援体制整備事業実施計画
検討のための協議会

5. 環境整備事業応募に向けた対応＜事業構想提案書の作成＞

既にお伝えのとおり、環境整備事業は支援対象者や支援形態、具体的取組等を自治体で自由にコーディネートすることが可能です。これらの内容を事業構想提案書としてまとめていただき、企画競争方式による提案を実施いただきます。

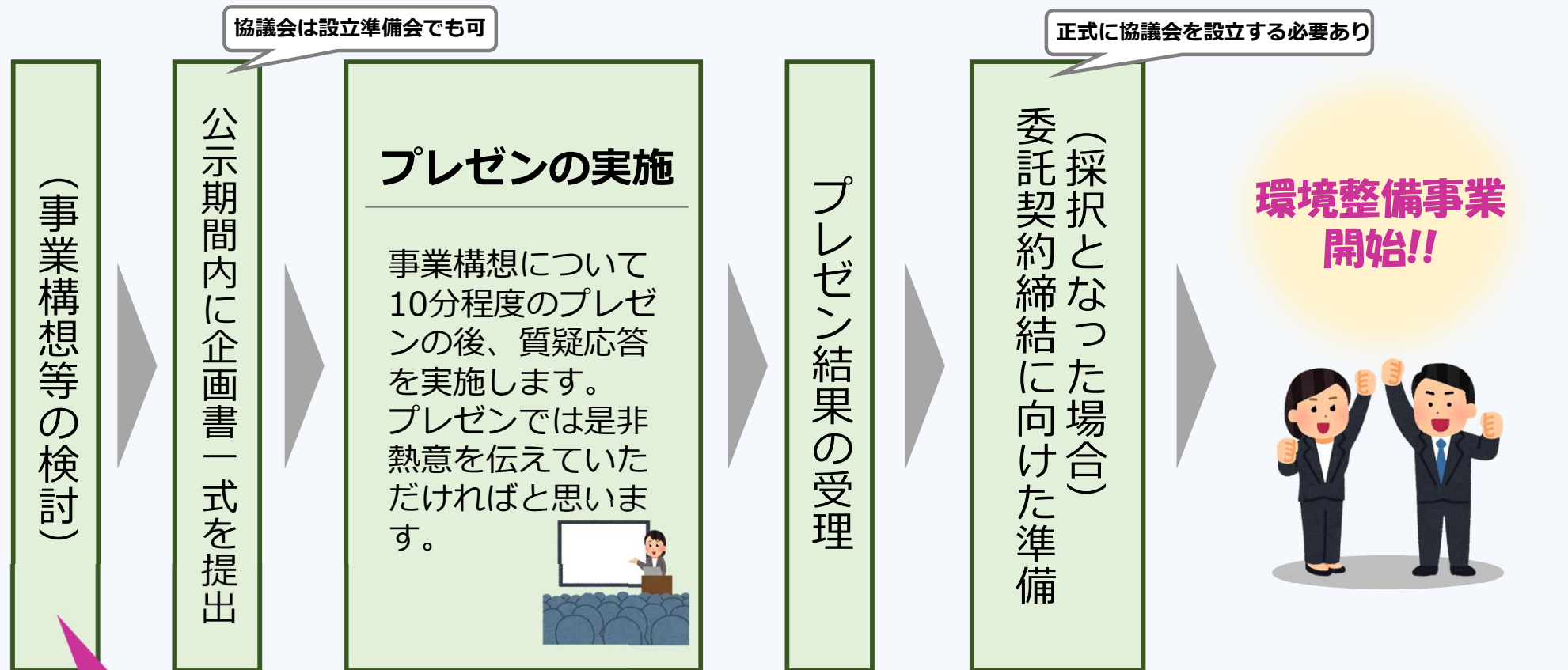
＜地域課題の整理～事業構想提案書の作成＞



6. 環境整備事業応募に向けた対応＜事業開始までの流れ＞

環境整備事業は企画競争方式により実施地域（協議会）を決定します。作成した事業構想提案書等を、公示期間内に企画書としてご提出いただき、その後プレゼンを経た上で採択地域（協議会）を決定します。採択となった地域（協議会）は、都道府県労働局と委託契約を締結し、事業を開始します。

《応募～事業開始までの大まかな流れ》



事業構想作成に当たってご不明な点等ございましたら、相談窓口までお気軽にお問い合わせください！



https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29812.html



7. 環境整備事業の応募方法・公示スケジュール等に関するお問い合わせ先

問い合わせ窓口	電話番号	問い合わせ窓口	電話番号	問い合わせ窓口	電話番号
北海道労働局職業安定部職業対策課	011-738-1045	石川労働局職業安定部職業対策課	076-265-4428	岡山労働局職業安定部職業対策課	086-801-5108
青森労働局職業安定部職業対策課	017-721-2003	福井労働局職業安定部職業対策課	0776-26-8613	広島労働局職業安定部職業対策課	082-502-7832
岩手労働局職業安定部職業対策課	019-604-3005	山梨労働局職業安定部職業対策課	055-225-2858	山口労働局職業安定部職業対策課	083-995-0383
宮城労働局職業安定部職業対策課	022-299-8062	長野労働局職業安定部職業対策課	026-226-0866	徳島労働局職業安定部職業対策課	088-611-5387
秋田労働局職業安定部職業対策課	018-883-0010	岐阜労働局職業安定部職業対策課	058-245-1314	香川労働局職業安定部職業安定課	087-811-8922
山形労働局職業安定部職業対策課	023-626-6101	静岡労働局職業安定部職業対策課	054-271-9970	愛媛労働局職業安定部職業対策課	089-941-2940
福島労働局職業安定部職業対策課	024-529-5409	愛知労働局職業安定部職業対策課	052-219-5507	高知労働局職業安定部職業対策課	088-885-6052
茨城労働局職業安定部職業対策課	029-224-6219	三重労働局職業安定部職業対策課	059-226-2306	福岡労働局職業安定部職業対策課	092-434-9807
栃木労働局職業安定部職業対策課	028-610-3557	滋賀労働局職業安定部職業対策課	077-526-8686	佐賀労働局職業安定部職業対策課	0952-32-7217
群馬労働局職業安定部職業対策課	027-210-5008	京都労働局職業安定部職業対策課	075-275-5424	長崎労働局職業安定部職業対策課	095-801-0042
埼玉労働局職業安定部職業対策課	048-600-6209	大阪労働局職業安定部職業対策課	06-4790-6310	熊本労働局職業安定部職業対策課	096-211-1704
千葉労働局職業安定部職業対策課	043-221-4391	兵庫労働局職業安定部職業対策課	078-367-0810	大分労働局職業安定部職業対策課	097-535-2090
東京労働局職業安定部職業対策課	03-3512-1663	奈良労働局職業安定部職業対策課	0742-32-0209	宮崎労働局職業安定部職業対策課	0985-38-8824
神奈川労働局職業安定部職業対策課	045-650-2817	和歌山労働局職業安定部職業対策課	073-488-1161	鹿児島労働局職業安定部職業対策課	099-219-8712
新潟労働局職業安定部職業対策課	025-288-3508	鳥取労働局職業安定部職業対策課	0857-29-1708	沖縄労働局職業安定部職業対策課	098-868-3701
富山労働局職業安定部職業対策課	076-432-2793	島根労働局職業安定部職業対策課	0852-20-7021		

(参考) 生涯現役地域づくり環境整備事業令和8年度第2次募集 応募～事業開始の流れ

～
9月下旬

自治体において、応募資料の中心となる事業構想等の検討
(留意事項)

事業構想は創意工夫ある内容を期待します。なお、応募主体となる協議会は設立準備会でも構いません。

8月上旬
～
9月下旬

公示開始。自治体より地域を管轄する都道府県労働局に対し、企画書一式を提出

(留意事項)

提出いただいた企画書について、労働局より内容の確認や形式的不備の修正等を依頼することがありますので、依頼を受けた場合は速やかに対応をお願いいたします。

10月下旬
～
11月中旬

自治体よりプレゼン（オンライン）を実施

(留意事項)

プレゼン後、企画書等評価委員会委員より、提案内容に対する質問を行います。

11月中旬
～
11月下旬

採択地域の決定

(留意事項)

採択に当たっては、採択条件が付与される場合がございます。条件が付与された地域は、同条件を承諾いただける場合に限り採択となります。

12月上旬
～
12月下旬

地域高年齢者就業機会確保計画の厚生労働大臣同意 及び 委託契約締結に向けた準備

(留意事項)

事業構想提案書をベースに、地域高年齢者就業機会確保計画を提出いただきます。併せて、都道府県労働局と委託契約締結に向けた準備を進めていただきますが、委託費について概算払を希望する場合は、別途追加の手続きが必要となります。

令和9年
1月上旬

委託契約締結。事業開始



「生涯現役社会」の実現に向けた 生涯現役地域づくり環境整備事業概要

厚生労働省 職業安定局

高齢者雇用対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

生涯現役地域づくり環境整備事業の概要

職業安定局高齢者雇用対策課
(内線 5822)

令和8年度予算額 3.4億円 (4.4億円) ※ () 内は前年度当初予算額

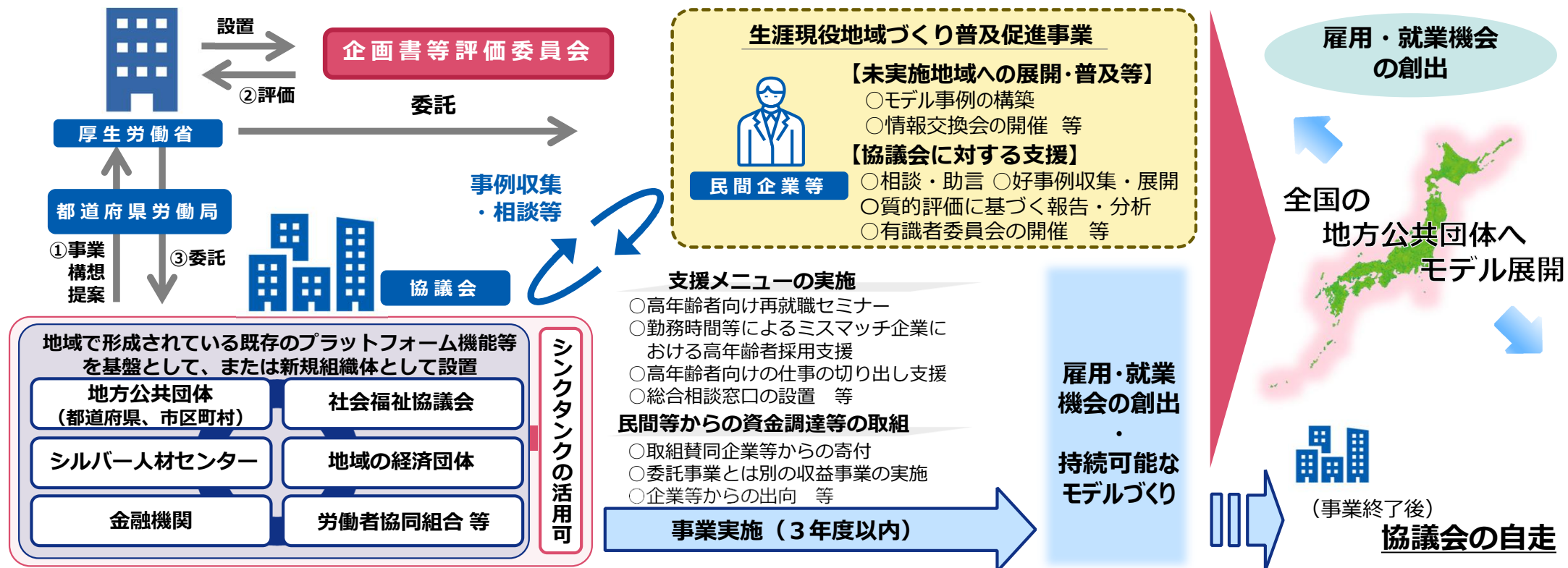
1 事業の目的

地域のニーズを踏まえた高齢者の多様な雇用・就業機会を創出すると共に、地域における高齢者等の雇用・就業支援の取組を持続可能にするモデルを構築し、他地域への展開・普及を図ることを支援する。

2 事業の概要

- 地域の課題・実情を解決するための事業構想を協議会自らが策定
- 提案された事業構想の中から、特に事業効果が高いと評価されるものをコンテスト方式で選抜
- 【実施期間】 3年度以内【採択協議会】 各年度5協議会
- 【実施規模】 一の市区町村：各年度3,000万円 複数の市区町村：各年度4,000万円 都道府県：各年度5,000万円
- 【実施主体】 高齢者雇用安定法第35条第1項に規定する協議会
- 【支援対象】 55歳以上の高齢者、地域内企業等【実施中箇所数】 6協議会 (R8.7現在)
- 併せて、協議会へ伴走型支援を行うとともに、取組や成果を他地域に波及させるため、「生涯現役地域づくり普及促進事業」を実施

3 事業のスキーム・実施主体等



事業の目的

- 民間資金など幅広い財源を調達し、地域福祉や地方創生等において形成された**地域の既存プラットフォーム機能に就労支援の機能を付加する仕組みを実証的に実施**することで、以下の成果を実現することを目的とする。

1 「生涯現役社会」の構築による地域社会の持続

- 高年齢者をはじめとする**地域住民の多様な就労ニーズに応える「生涯現役社会」を構築し**、生産年齢人口の減少に直面する**地域社会の持続につなげる**こと

2 地域福祉・地方創生等と就労支援の一体的実施にかかる課題の抽出

- 各地域における実証を通じて、既に地域で展開されている地域福祉・地方創生・農山村等の地域活性化などの取組と高年齢者等への就労支援の取組を**一体的に実施する仕組みを構築する効果および実装に伴う課題を抽出**すること

3 他地域への普及に必要な環境整備に関する政策上の知見の収集

- 各地域の実証に基づいて、**民間等からの資金調達および地域福祉・地方創生等と就労支援の一体的実施の普及のために必要な環境整備**について、今後の政策立案に向けた示唆を得ること

事業の射程

- 高年齢者等の多様なニーズに応えるとともに、**地域福祉や地方創生等の分野の取組と円滑に連携できることが必要であることを踏まえ、環境整備事業の射程は以下のとおりである。**

1. 支援対象者の拡張



- **55歳以上の高年齢者を対象に含むことは必須。**
- その上で、地域の実情に応じて柔軟に、**高年齢者以外も対象であることを明確にして事業を行うことも可能。**

2. 多様な就業形態の創出



- 地域において創出する**就業形態の一類型として企業による雇用を想定することは必須。**
- その上で、地域の実情に応じて柔軟に、**企業における雇用以外の多様な就業機会**（シルバー人材センターなどでの請負委託、有償・無償のボランティアなど）の**創出に取り組むことが可能。**

3. 自治体事業等との一体的な実施



- 地域において、地域福祉や地方創生など地域づくりを目指す地方自治体の事業や民間中心の取組で構築された、**協議会等のプラットフォーム機能を基盤として、既存の協議会等を高年齢者雇用安定法第35条第1項に定める協議会として正式に位置付けることが必要**（地方公共団体は協議会の必須の構成員）。
- 各地域の取組においても、協議会機能の再編や効率的な事業運営に取り組むことで、**自治体事業等の機能と雇用・就業支援の機能の相乗効果を生むことを目指す。**

【想定される協議会等の例】

- 重層的支援体制整備事業実施計画検討のための協議会
- 地域福祉計画検討のための協議会
- 生涯活躍のまち事業計画検討等のための推進協議会（地域再生協議会）
- 農山村活性化における地域協議会
- その他の自治体事業や民間主体の活動（例：協同労働）等により組織される協議会組織 等

【協議会の一体的な設置方法の一例】

- 基盤となる協議会等に、環境整備事業を効果的に実施する上で必要なメンバーを追加する
- 基盤となる協議会等に、雇用・就業支援に重点を置いた部会を新設する 等

- 上記の他、高齢者施策に取り組む組織体として、新たに高年齢者雇用安定法第35条第1項に定める協議会を設立することも認められるものの、この場合であっても、地域における地域福祉や地方創生分野等との相乗効果を生む仕組みは十分検討する必要があること。

事業の内容

- それぞれの協議会では**以下の事業内容を共通して実施**し、地域の実情や高齢者等の多様なニーズに応じ、**創意工夫を活かした独自性のある取組**を実施。

協議会における事業内容

1. 多様な雇用・就業の促進

- 地域の既存プラットフォーム機能の基盤の上に、高齢者等への雇用・就業支援の機能を強化するという枠組みを試し、**効果的な事業モデルを構築**する

【想定される事業の例】

- 地域の多様な関係者相互のネットワークの構築
- 事業主や高齢者等への支援
- 高齢者等のニーズと地域の雇用・就業の機会とのマッチング支援 等

2. 民間等からの資金調達

- 事業終了後も各地域における取組を持続させるため、**試行的に、民間等からの資金調達に取り組む**

【想定される民間資金等の調達例】

- 企業等から協議会への寄附
- 協賛企業や取組に賛同する個人等からの会費
- 企業等からの人材（マッチング支援など）の出自
- 協議会活動の一環として実施する事業活動から得た収益（地域食堂の利益など）
- 自治体事業の支出見直しにより生じた財源の充当
- 地方公共団体あての寄附金（ふるさと納税・企業版ふるさと納税など） 等

3. 事業プロセスの評価

- 事業内容の深化や取組の拡張など、**事業を実施する中で生じる質的目標の項目の変化に関する情報や資料を提供**する

※ 厚生労働省が別途実施する生涯現役地域づくり普及促進事業（委託事業）に、各協議会が協力する中で実施するもの

【質的目標の項目】

- 高齢者等の多様な雇用・就業促進の取組
- プラットフォームの拡張・深化
- 民間資金調達等の取組
- 事業終了後の体制整備

自治体事業等の取組（一例）

- 重層的支援体制整備事業
- 地方創生（生涯活躍のまち事業）
- 農村型地域運営組織形成推進事業・農山漁村振興交付金事業
- 自治体の独自予算事業
- 民間主体が中心に実施される事業（例：協同労働） 等

ADD ON

就労支援機能

既存協議会等の取組

地域社会・経済の持続

高齢者等の多様な就労ニーズ

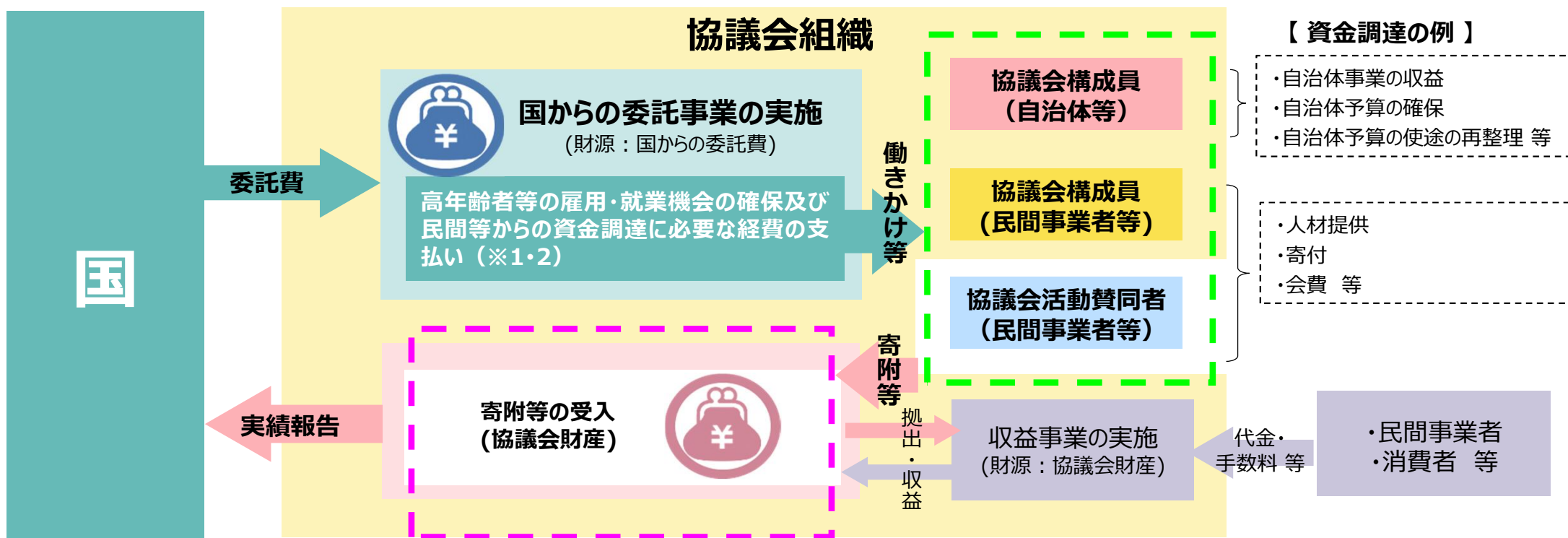
- 雇用
- シルバー人材センター等の就業（臨・短・軽）
- 社会貢献事業（有償）への従事
- ボランティア（無償）
- 起業 等

民間等からの資金調達に関する取扱い

- 民間等からの資金調達は、「委託事業終了後も各地域での取組を持続させる」という環境整備事業の目的を達成するための活動であることを踏まえ、活動の成果として調達された資金に関して、独自の取扱いを定める。

民間等からの資金調達に関する取扱い

- 活動の成果として調達された資金は、環境整備事業終了後も国へ返還することを要しない。
- 調達された民間等からの資金は、地域における高年齢者等の雇用・就業を促進する目的で行われる活動（収益が生じるものを含む）に充当可能。
- 委託費は、あらかじめ計上された経費に限り支出できるが、委託費から人件費が支出されている支援員等が資金調達のために活動することは委託費の目的の範囲として認める。なお、国からの委託費を受け入れるための口座と民間資金等を受け入れるための口座は別に管理する。また、民間資金等の調達業務として想定されることは、あらかじめ想定できる範囲で事業構想及び地域計画に記載する。



※1 雇用・就業者数の確保等のための必要経費を計上することが可能。当該経費を用いた収益事業は実施できない。

※2 支援員等が資金調達のために活動する人件費については、あらかじめ必要経費として計上可能。その他の必要経費は、民間等から調達された資金から支出する。

自治体、社会福祉協議会、シルバー人材センター等職員の皆さまへ

「生涯現役地域づくり環境整備事業」をご活用ください！

厚生労働省では、地域における高年齢者等の雇用・就業支援の取り組みを持続可能にするモデルを構築し、他地域への展開・普及を図ることを目的とした「生涯現役地域づくり環境整備事業」を実施しています。

地域の課題解決に向けた取り組みをまとめて事業構想を作成いただき、ぜひともご応募ください！

応募要件

規模等問わず、全国の全ての自治体(都道府県含む)が応募可能です。応募に当たっては、各地域で事業を実施するための協議会を設立いただきます。

実施期間・委託費

最大3年度間、実施主体となる協議会一団体につき、1年度あたり

- ・ 一の市区町村の場合 …… 上限 **3,000万円**
- ・ 複数の市区町村の場合 …… 上限 **4,000万円**
- ・ 都道府県の場合 …… 上限 **5,000万円**

の委託費により事業を実施いただきます。

支援対象

高年齢者はもちろんのこと、地域の課題に応じて、育児中の女性や障害者等、幅広く支援対象者を設定可能です。また、雇用のみならず、請負、ボランティア等支援形態も自由に設定いただけます。



地域で抱える課題

- ・ 地域内の高年齢者に対して地域企業の魅力を伝えられていない
- ・ 地域内企業も高年齢者の雇い方を分かっていない
- ・ 特定分野において人手不足状態が顕著



「生涯現役地域づくり環境整備事業」を活用して地域で抱える課題を解決！

- ・ WEBサイト開設…………… 地域内企業のアピール！
- ・ 高年齢者向けセミナーの開催… 高年齢者の雇い入れ極意の伝達！
- ・ 総合相談窓口の開設…………… 丁寧な相談対応の実施！
- ・ 合同企業説明会の開催…………… 高年齢者と地域企業のマッチング数の向上！
- ・ 高年齢者の活躍の場の創生…… 高年齢者のフレイル予防にも寄与！

※自治体毎に自由に設定いただけます。

■環境整備事業は毎年度公募を行い企画競争により実施地域を決定します。詳細な事業概要、応募スケジュール、事業構想作成に当たっての相談窓口等は、厚生労働省WEBサイトよりご確認ください。

生涯現役社会の実現に向けた
第一歩を踏み出しましょう!!



生涯現役地域づくり環境整備事業

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29812.html

